

～大田区立小学校・中学校施設の地域開放利用手続き～

利用対象者 ※団体が構成される前の受付はできません。

- ① 5名以上の団体で、構成員の半数以上、最低5名が区内在住、在勤、在学者であること。
- ② 20歳以上の成人で区内に在住する者が代表者又は副代表者であること。
- ③ 宗教団体、政治団体・政党後援会、企業及び営利を目的とした団体でないこと。

利用の手続きの流れ

1 団体の登録（教育委員会で行います）

- ・教育委員会へ電話で問い合わせた結果、希望する学校施設に空きがあった場合には、面談を行い、団体登録に必要な書式を配付します。必要書類を揃えていただき提出していただきます。※郵送可

2 使用申請書を学校へ提出

- ・使用日時等を「大田区立学校施設使用申請書兼使用料減免申請書」（4枚複写。）に記入して学校に提出します（硬い台の上で強めに書いてください。）。
- ・定期的に会議（参加必須）を開催し、使用日を調整している学校もあります。
- ・使用申請書は使用日の2週間前ぐらいまでには提出してください。

※使用申請書記入時の注意事項

- ・使用申請書の「団体名」等は教育委員会への団体登録や社会教育関係団体登録の同じ内容で記入します。電話番号は昼間連絡がとれる番号を記入します。
- ・教育総務課では、使用承認書を使用申請書に記載された「代表者」宛てに郵送します。
代表者以外に郵送を希望する場合は、使用申請書の余白部分に『送付先』として郵送を希望する宛先（郵便番号、住所、氏名）を記入します。
- ・社会教育関係団体、少年育成団体等は、使用料の減免制度があります。使用申請書中の「減免申請をする理由」欄に地域力推進課（大田区役所6階の別部署）より付与された『登録番号』を記入必要があります。《番号の記入がないと減免されません。》

3 施設使用料の支払い（使用料減免団体は除く）

- ・代表者に、施設使用料の「納入通知書」と「大田区立学校施設使用承認書」を、教育委員会から郵送します。
- ・施設使用料は、使用日の前日までに金融機関で納めます。
（平日の窓口が開いている時間のみ納付ができます。）

※納めた使用料は原則返還できません。5日前までに使用中止の連絡があった場合は、同一施設の同一時間帯の使用料に振替をすることができます。振替申請書と振替後の使用申請書を一緒に学校へ提出してください。